平成２７年（フ）第７４０号
札幌市北区北37条西９丁目１番20―607号
債務者　今井　和子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４１号
北海道北広島市西の里899番地３
債務者　新庄　　康
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４２号
札幌市北区屯田６条３丁目３番25号
債務者　長谷川洋子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７９３号
札幌市白石区米里４条１丁目６番７―201号
債務者　那須　勝春
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８００号
札幌市白石区中央３条３丁目４番３―802号
債務者　渡邉　　茂
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２７号
札幌市北区あいの里２条１丁目21番１―103号
債務者　戸波美要子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４９号
札幌市北区あいの里１条３丁目14番15号
債務者　鈴木　　均
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８５５号
札幌市西区西野６条３丁目４番８号　マンション石岡201号
債務者　森　美枝子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７７号
札幌市東区北44条東15丁目２番10号　ＰＲＥＳＴＩＧＥ－ＳＴ202号
債務者　新田ひろみ（旧姓岩塚）
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７９号
札幌市東区東苗穂７条３丁目10番23号
債務者　藤丸　裕子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４号
北海道北見市南仲町２丁目３番４号　コーポ南仲町201号
債務者　小野真由美
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第３９３号
埼玉県川口市上青木２丁目51番６―202号
キャッスル北沢上青木
債務者　高橋　英臣
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３９４号
埼玉県川口市上青木２丁目51番６―202号
キャッスル北沢上青木
債務者　高橋磨史子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４８６号
埼玉県加須市向川岸町５番43号　小室貸家
債務者　西河　裕之
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４８７号
埼玉県川口市芝下３丁目38番37号　ツインエルハウス101、旧住所埼玉県比企郡滑川町大字月輪940番地77
債務者　古井戸将宏
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４９１号
埼玉県蓮田市大字黒浜3413番地１　プリムラコリーヌ103号
債務者　野田健一郎
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２７号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目10番４号　石井マンション205号
債務者　田村　幸枝
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２００号
埼玉県春日部市西金野井501番地１　ヴィルヌーブ202、旧住所埼玉県春日部市西金野井1699番地27
債務者　高橋　純子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係